

目的

栃木市の太平山麓エリアは、首都圏から電車・車とも約1時間の距離にあり、山頂からの眺望、太平山神社の参拝、桜まつり、あじさい祭り、トレッキングなどに、多くの観光客が訪れる、本市の貴重な観光資源の1つである。しかし、山頂周辺の整備に比べ、山頂以外の周辺山麓の整備は十分ではなく、観光資源としての魅力を引き出せていない状況にあり、太平山麓全域の観光拠点化についての検討を進めていく必要がある。

本調査は、こうした地域特性を最大限に引き出し、太平山南山麓エリアを一大観光拠点としていくための調査として、民間資金・ノウハウ活用によるエリアマネジメントの検討を行うことを目的とする。

目次

第1章 地域を包括管理していくための官民連携のあり方の検討

1. 太平山麓エリアの特性
2. 地域を包括管理する官民連携のあり方の検討(①基本的な考え方、②地域を包括管理する官民連携スキーム、③交流拠点施設「かかしの里」での事業フレーム、④太平山麓エリアのネットワーク化を図る仕組みづくり、⑤施設の包括管理と一体となったソフト事業)
3. 首都圏、市内の主要観光資源との連携のあり方の検討(①首都圏等からの楽しみ方の提案、②エリア内観光施設の受け入れ体制の検討)
4. ワイン用ぶどうの作付け拡大に資する耕作放棄地の活用の検討(①現状把握、②空き地の流動化の検討)

第2章 ぶどうを核とした地域振興のための拠点施設の事業スキームの検討

1. 前提条件の整理(①先行事例調査、②PFI事業に関する法制度・税制度・各種助成制度の洗い出し)
2. PFI適用可能性のある事業の検討(①対象とする事業範囲の検討、②ワイナリーの施設整備・事業スキーム等の検討、③リスク分担の検討、④民間事業者参入可能性の検討、⑤VFMの概算)

これまでの経緯

- ・平成17年 太平山南山麓広域交流拠点整備基本計画策定委員会発足
- ・平成17年10月 太平山トレッキング利用者を対象としたアンケート調査
- ・平成18年2月 視察研修(フォレスト益子、笠間クラインガルテン)
- ・平成18年3月 「太平山南山麓広域交流拠点整備基本計画書」策定

地域および施設の概要

【太平山麓エリア(山麓・里山・ぶどう団地の地域)】

・ぶどう狩りに年間14万人が訪れるエリアで、自然や農業をいかした体験型観光を推進する。

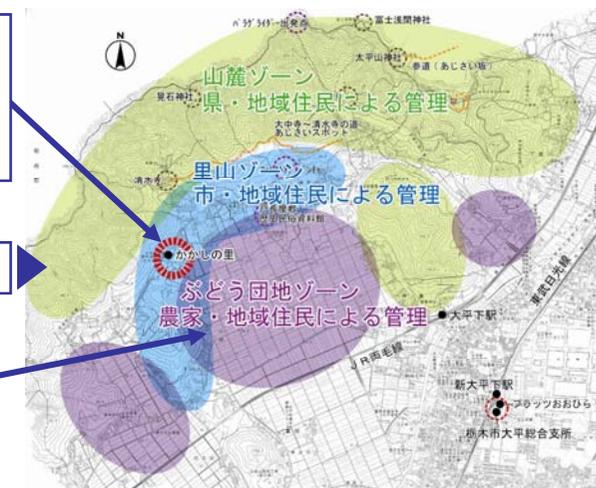
【地域の課題】

- ・耕作放棄地が拡大している。一方、大平ブランドのワイン販売やワイナリー建設に必要なワイン専用ぶどうの生産量が不足している。
⇒大平ブランドワイン用ぶどうの作付け拡大
- ・観光拠点施設である「かかしの里」の飲食店の閉鎖後、有効活用されていない。
⇒「かかしの里」でのレストラン事業の実施
- ・地域ではNPO等の活動は活発であるが、エリアとして包括管理されていない。
⇒包括マネジメント組織「地域運営組織」の設立

かかしの里: 市所有の野外活動施設(野外ステージ、バーベキュー施設、野球場、テニスコート)
⇒レストラン事業の実施

地域運営組織の設立

ワイン用ぶどうの作付け拡大



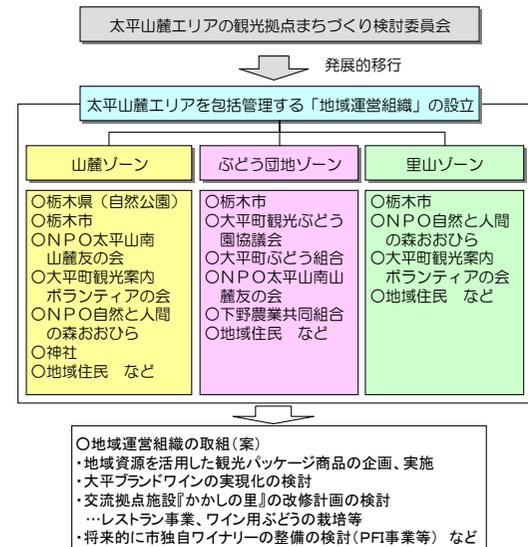
結論

地域を包括管理していくための官民連携のあり方

市、ぶどう農家、NPOなどからなる包括的マネジメント組織「地域運営組織」を設立する。

【メリット】

- ・ゾーン毎に管理手法(指定管理、NPO活動など)を組み合わせた包括管理が可能となる。
- ・地域全体をパッケージとした企画開発(共通割引サービス、イベント等)が可能となる。

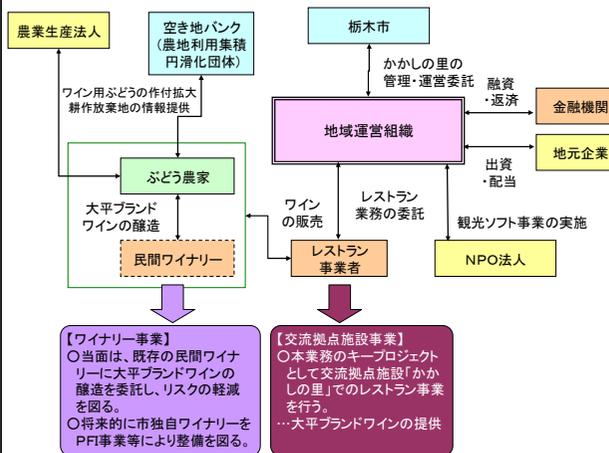


地域運営組織を核とした官民連携スキーム

地域運営組織によるレストラン事業、ぶどう農家によるワイン醸造などを官民連携して推進する。

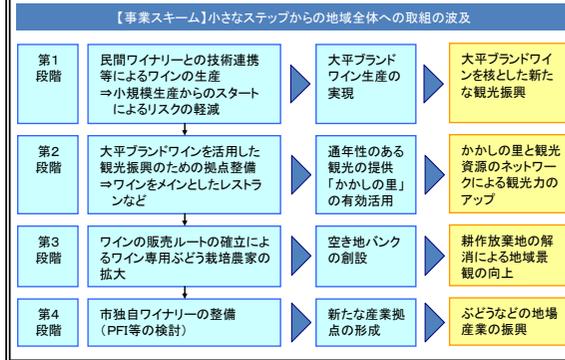
【メリット】

- ・観光まちづくりの方向を踏まえた上での「かかしの里」の有効活用(レストラン事業計画)が可能となる。
- ・観光振興や耕作放棄地の解消などの、地域全体への取組の波及が期待できる。



事業を着実に進めるためのステップ

事業リスクの軽減を図るため、民民の連携による大平ブランドのワインの醸造からスタートする予定。



PFI適用可能性の検討

【PFI対象事業:市独自のワイナリー】

本調査では、財源の確保、民間事業者の参入などを含めて、PFI事業によるワイナリーの整備を短期的に実現することは困難と判断した。このため、大平ブランドワインの製造(委託醸造)、交流拠点施設でのレストラン運営を先行的に実現し、地域の機運が向上した段階で、市独自ワイナリーの整備に向けた検討(PFI事業等)を行う。

事業化に向けた今後の展望

地域運営組織を核とした官民連携による太平山麓エリアの観光拠点まちづくりを推進するためには、平成25年度以降、以下の検討が今後必要となる。

- ①地域運営組織の設置について(組織形態(協議会、法人化等)の検討、運営主体となる人材・団体の選定、組織の設立および当面の活動費の確保 など)
- ②交流拠点施設『かかしの里』の改修について(運営主体の選定、融資を受けるための事業あり方、レストラン事業者の誘致のための施設改修・インセンティブの検討(施設の無償、安価による貸出等)など)
- ③ワイン・ワイナリー事業について(ワイン用ぶどうのロットの確保(作付拡大)、大平ブランドワインの醸造先の確保、市独自のワイナリー整備(PFI事業等)など)